

○ 財務省告示第 42 号

国債の発行等に関する省令（昭和 57 年大蔵省令第 30 号）第 5 条第 11 項の規定に基づき、令和 8 年 1 月 29 日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和 8 年 2 月 12 日

財務大臣 片山 さつき

- | | | |
|---|--|--|
| 1 | 名称及び記号 | 利付国庫債券（40 年）（第 18 回） |
| 2 | 発行の根拠法律
及びその条項 | 財政法（昭和 22 年法律第 34 号）第 4 条
第 1 項並びに特別会計に関する法律
（平成 19 年法律第 23 号）第 46 条第 1
項、第 47 条第 1 項及び第 62 条第 1 項 |
| 3 | 振替法の適用等 | 社債、株式等の振替に関する法律（平
成 13 年法律第 75 号。以下「振替法」
という。）の規定の適用を受けるもの
とし、その振替機関は日本銀行とする。 |
| 4 | 発行方法 | 利回りを競争に付して行われる入札
（以下「利回り競争入札」という。）
による発行（以下「利回り競争入札発
行」という。）及び利回り競争入札の
募入の決定をした後に行われる入札で
あって、財務大臣が各国債市場特別参
加者ごとに応募限度額を定めるもの
による発行（以下「国債市場特別参加者・
第 II 非価格競争入札発行」という。） |
| 5 | 募入決定の方法 | |
| | (1) 利回り競争
入札発行 | 各申込みのうち応募利回りの低いもの
からその応募額を順次割り当てる。 |
| | (2) 国債市場特
別参加者・
第 II 非価格
競争入札発
行 | 各国債市場特別参加者ごとの応募限度
額の範囲内において各申込みの応募額
を割り当てる。 |
| 6 | 発行額 | |
| | (1) 利回り競争
入札発行 | 額面金額で 399,800,000,000 円
うち、財政法第 4 条第 1 項の規定に基 |

		づき発行した利付国債については、額面金額で 161,567,550,000 円、特別会計に関する法律第 46 条第 1 項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で 40,135,150,000 円、同法第 47 条第 1 項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で 192,368,000,000 円、同法第 62 条第 1 項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で 5,729,300,000 円
	(2) 国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第 47 条第 1 項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で 38,000,000,000 円
7	払込金額	
	(1) 利回り競争入札発行	348,905,460,000 円
	(2) 国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	33,162,600,000 円
8	最低額面金額	50,000 円
9	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10	発行日	令和 8 年 1 月 29 日
11	発行価格	額面金額 100 円につき 87 円 27 銭
12	利率	年 3.1%
13	経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第 20 号に規定する期日に払い込むものとする。

		額面金額の総額 $\times \frac{3.1}{100} \times \frac{131}{365}$
14 初期利子		令和 8 年 3 月 20 日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第 16 号において規定する期日について同じ。）。
		額 面 金 額 $\times \frac{3.1}{100} \times \frac{1}{2}$
15 第 2 期以後の利子		毎年 3 月 20 日及び 9 月 20 日を支払期とし、各支払期において、その日以前 6 月間に属する利子を支払う。
16 償還期限		令和 47 年 3 月 20 日
17 償還金額		額面金額 100 円につき 100 円
18 元利金支払場所		日本銀行
19 入札参加者		財務大臣から通知を受けた者
20 払込期日		令和 8 年 1 月 29 日